

令和元年度

指定管理者監査の結果報告書

中津川市監査委員



中監査第29号  
令和2年2月17日

中津川市長 青山 節児 様  
中津川市議会議長 勝 彰 様

中津川市監査委員  
今井 正義  
田口 文数

令和元年度指定管理者の監査結果について

令和元年度の指定管理者の監査を地方自治法第199条第7項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 目 次

1	監査の対象及び監査の期日	1
2	監査の方法	1
3	監査の結果	1
	I 苗木地域まちづくり推進協議会	2
	II 付知町まちづくり協議会	3

## 1 監査の対象及び監査の期日

当年度の指定管理者監査は、平成30年度に公共施設の指定管理を行った指定管理者のうちから抽出した次の指定管理者について実施した。

(単位：円)

実施日	指定管理者名	対象施設	指定管理委託料	担当課
11月6日 (水)	苗木地域まちづくり 推進協議会	・苗木公民館	11,922,988円	生涯学習スポーツ課 (苗木事務所)
11月6日 (水)	付知町まちづくり 協議会	・付知公民館 ・アートピア付 知交芸プラザ	31,167,000円	生涯学習スポーツ課 文化振興課 (付知総合事務所)

## 2 監査の方法

平成30年度に指定管理者が受託した指定管理に関する事務、事業の執行及び事業目的等について監査を行った。

監査にあたっては、指定管理者から提出された協定書の写、事業計画書、事業実績報告書、予算・決算書を参考に、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて指定管理者及び担当課の説明を聴取すると共に、現地調査を行った。

## 3 監査の結果

各指定管理者の監査結果については、次頁以降のとおりである。

# I 苗木地域まちづくり推進協議会

## 1 監査の対象

苗木公民館

## 2 監査の期日

令和元年11月6日(水)

## 3 指定管理委託料の額

11,922,988円

## 4 事業の概要

苗木公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを基本理念とし設置された施設である。

施設の管理運營業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、苗木地域まちづくり推進協議会が指定管理者となっている。(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)

その主な業務は、次のとおり

(1) 公民館に関する業務

## 5 経理の状況

○ 平成30年4月1日～平成31年3月31日

・収入決算額	14,170,826円
うち指定管理委託料	11,922,988円
施設使用料	624,870円
その他収入	1,622,968円
・支出決算額	12,349,060円
・収支差引額	1,821,766円

## 6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

まちづくり推進協議会は任意団体で法人格を取得していないが、今後の会計の管理や将来的な活動の継続を考えると法人化はメリットが大きいため、早期に検討をされたい。

また、役員やスタッフの後継者の育成が課題となっているが、ボランティアへの依存度が高い運営では、いずれ人材確保に行き詰ってしまう可能性がある。さらに、リニア新幹線開通に伴う人口の増加も見込まれる地域であるだけに、既存の住民と新たに加わる住民との価値観の相違も今後問題となってくると想像される。現在運営を担っている方々は当然ながら、今後役員やスタッフを担う方が納得できる就労条件と賃金の仕組みを確立し、人材確保につなげられたい。

## II 付知町まちづくり協議会

### 1 監査の対象

付知公民館・アートピア付知交芸プラザ

### 2 監査の期日

令和元年11月6日(水)

### 3 指定管理委託料の額

31,167,000円

### 4 事業の概要

付知公民館及びアートピア付知交芸プラザは、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを基本理念とし設置された施設である。

これらの施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、付知町まちづくり協議会が指定管理者となっている。(平成30年4月1日から令和2年3月31日まで)

その主な業務は、次のとおり

- (1) 公民館に関する業務
- (2) 交芸プラザに関する業務

### 5 経理の状況

○ 平成30年4月1日～平成31年3月31日

・収入決算額	34,781,807円
うち指定管理委託料	31,167,000円
施設使用料	1,327,641円
その他収入	2,287,166円
・支出決算額	33,479,560円
・収支差引額	1,302,247円

### 6 監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

まちづくり協議会は任意団体であるため、借入れやリースができない場合や賠償責任が発生した場合等に対処が困難となることが想定される。会計管理や団体の将来的な事業継続を考慮すれば、法人化はメリットが大きいため、早期に検討をされたい。

会計処理では、事業別に通帳を分けている状況が認められたが、帳簿での仕分けがされていれば通帳を分ける必要はない。収益事業の申告等とあわせ、帳簿の適正な処理について会計の専門家等への委託も検討されたい。